

平成 24 年度 長野市青少年健全育成審議会開催結果

- 1 日 時 平成 24 年 8 月 22 日 (水) 午後 2 時 00 分から 3 時 50 分まで
- 2 場 所 ふれあい福祉センター 4 階 2 会議室
- 3 出席者 委員 12 名 事務局 7 名
- 4 次 第
 - 1 開 会
 - 2 委嘱書交付
 - 3 教育次長あいさつ
 - 4 職員自己紹介
 - 5 議 事
 - (1) 青少年健全育成事業について
 - (2) 少年育成センター事業について
 - (3) 長野市青少年保護育成条例について
 - (4) その他
 - 6 閉 会

5 議事、質疑要旨

- (1) 青少年健全育成事業について

事務局 平成 24 年度青少年健全育成事業の概要及び資料 1 により説明

議 長

5 ヶ年計画の中心的な教育課題は「家庭教育」ということですが、去年司会をさせていただいた時に、家庭裁判所の方、児童相談所の方が、口をそろえたように、報道されるような悲劇的なことも「家庭というものが成り立っていない」から、というお話しをお聞きしました。非常に心が痛む、そういうところを青少年健全育成という大きな視野からみると、最低限というか、ここをなんとかしないとイケないだろう、というそんな気持ちになりました。それぞれの現場の中で、長野市のつくった 5 ヶ年計画の視点のもとで具体的なお話しをいただけましたらお願いします。

委 員

リーフレットも前回見せていただきましたが、しっかりしていて、内容をみると大事なことも書かれていて、また、ワンポイントの資料もポイントを押さえて、このようなもので保護者の皆様も考えていただければ、家庭も変わってくるのかと思います。このような情報をきちんと流していくことが必要だと思いますし、先ほど会長からもお話しがあった、

前回のお話をさせていただくと、そのような情報提供で、ちゃんと自分の親として見直そうとかまえの家庭なり親御さんにどういうふうに関わりかけるかが一番問題になると思うし、関わりかけの方法についても一番頭が痛いところです。リーフレットについても、学校とか、検診時に配布するという話もありましたが、困りごとの相談の場であるとか、家庭裁判所では、待合の時間とかもありますので、身近にそのような情報があればよいかなど、あとは、それぞれの家庭が教育力を発揮できない、経済的な問題があったり、親御さんの労働時間の問題もあったり、身体的、精神的な課題を持った家庭もあると思いますので、長野市のほうでも他の課と連携をとってやっていただけたほうがよい部分もあると思います。

議 長

委員から、長野市の他の課との連携があったほうがよいというお話がありましたが、詳しく教えてください。

委 員

具体的な事例で考えたわけではありませんが、親御さんも自分の子どもに対して、子育てをできない事情をかかえている方も多いと思いますので、たとえば、経済的な理由によるもの、あるいは、仕事の面で子育てがうまくできなかつたり、身体的、精神的にできなかつたり、いろんな事情をかかえている家庭があると思いますので、それに対する支援がなされてはじめて、リーフレットに書かれているようなことについて考えていけるようになるのではないかと思います。

委 員

健全育成は、予防的な啓発事業だと思いますが、長野市では、児童相談所のやっているような児童相談を行う業務は、保育家庭支援課が担当になりますが、児童福祉法が改正されて、改正前はすべて児童相談所に向けられて、児童相談所もパンク状態になっていたが、改正後は市町村でも児童相談を受け付けるということが義務化されて、6年7年経過しているが、そちらの課と生涯学習課がどのように連携をしているのか具体的にどのようなことをやっているのか、どのような効果があったか、お聞かせいただきたいと思います。

議 長

連携について何かよい成果が上がっているものがあればお聞かせいただきたいと思います。

事務局

ご意見ありがとうございました。いろいろな家庭があるわけで、困っているご家庭もあるということについて、社会全体で支えるということは非常に重要なことだと思います。ただ、この課でやるには限度があります。そういう中ではありますが、極力連携をとるような姿勢ではあります。一つの例として先程説明した中で、二歳児検診時の待ち時間の間

に利用させていただいて、保健所の関係になりますが、連携をとってその時間帯に、親御さんに対しての啓発を行っていくよう、取り組んでまいりたいと考えております。多少実験的な意味合いもありますが、実績をみながら今後進めてまいりたいと思っております。保育家庭支援課との連携については、まだ具体的なところについては、まだ連携をした取り組みは行っていません。そのようなご指摘を踏まえて検討、研究をしてまいりたいと考えております。

委員

保育家庭支援課の関係ですが、そちらの会議にも関わっていますが、保育家庭支援課と生涯学習課との連携はとってもらったほうがよいと思います。特に児童虐待については、保育家庭支援課、児童相談所のほうへも情報がはいつていますが、長野市ではどちらかというと保育家庭支援課のほうへ情報が入っています。やはり横の連携はとっていただいたほうがよいと思います。

議長

いじめや虐待についてどこに相談すればよいのかわからない若い親御さんも多くいらっしゃるのでしょうか？

委員

あると思います。学校から相談があったとか親から相談があったとか、保育家庭支援課では数字としてとらえています。一番多いのは、実の母親による虐待です。また、民生児童委員のほうにも親から相談があり、それに応じた対応をとっています。民生児童委員は、各家庭との連携をとっています。

事務局

長野市でも「広報ながの」がありますが、年2回か3回相談期間について載せています。少年育成センターでは、主に少年非行とか関係した方からの相談を受けますが、城山の相談センターや就学指導に関しては教育センターで案内はでています。なお、少年育成センターでも情報交換会の折にリーフレットを配布して相談を行っていることについて周知を行っています。

議長

5ヵ年計画について他にご意見がありましたらお願いします。

委員

家庭の教育力の向上について、日頃から私たちも感じている部分で痛感している部分なので、これだけのことを考えてやっていただけることは、大変にありがたいと思うし期待もしている。協力もしていきたいと思えます。各課との連携についてですが、子育て相談とか子育てを支援するという立場で、いろんな相談にのっていると思えます。私どものほ

うでも相談については先生が行っています。近所の虐待についての相談がある時がありますが、その時は保育家庭支援課に聞いて、園だけで対応できるときもあるし、児童相談所をお願いする時もあります。また、ファミリーサポートセンターがあり、そちらでいろいろなサポート事業を行っていただいています。今、2種類の保護者がいると思います。子育てに対してだれにも相談できずに不安になってしまっている。そういう場合でしたら、園の先生と話したり、園長と話したりするか、保健師さんと話してみましようとか、子育て相談みたいなことも保健所で行っていただいていますので、そちらのほうへも紹介したりして、それだけですむ場合と、今、母親が「うつ」になってしまったりして、問題を抱えている場合、児童相談所の方に来ていただく場合もあり、多種多様な対応を望まれているのではないかと思います。今の現場の状況です。青少年というと18歳までと思いますが、私の見ている部分は幼児ですが、この部分が基盤になっていることを強く感じます。先程のどのような広報を行っているのか、困っている方にどのように伝えていくか、一番問題に思っています。「このような家庭があるのですが」という間接的に言われた時に、私たちがどのように踏み込んでいったらいいのか、「こんなふうに声をかけてみてください」とか、「よその幼稚園でもいいですから相談に来てみてください」とか、そんなかたちでしか声かけができていません。現場で今悩んでいるところなのでお話しさせていただきました。

議 長

今お聞きすると、家庭といっても結局は親御さんに関わらないといけない、特に小さなお子さんを抱えている。いろいろな問題を抱えているけれど、どこに相談したらいいのかわからない。そういう事情になっているということを知りたくて、あるいはサポートするか、お聞かせいただきましたが、そういう関わり方ができるのが、幼稚園の先生とか学校の先生とかそのような立場におられる人たちのほうが聞きやすいのではないかと思います。

(2) 少年育成センター事業について

事務局 平成24年度少年育成センター事業計画の概要説明

議 長

24年度の計画も含めて説明していただきましたが、33ページのところを見るといい数字で減少していると思いますが、何かご質問がありましたらお願いします。私も昨年、青少年健全育成フェスティバルに参加させていただきましたが、参加された子どもたちが熱心で、明るくて、とてもいいかたちで進んでいるなという印象を受けました。

(3) 長野市青少年保護育成条例について

事務局 資料2にもとづいて「淫行処罰規定」について説明

議 長

意見をまとめることではないのでご意見をお聞きすることをお願いします。

委 員

今年になってから教員の不祥事がほぼ毎月報道されるという異常な事態で教育に対する信頼が根幹から揺らいでしまったということで、発言をしづらい部分ではありますが、今回そのようなことはないという前提の下で長野県では条例を作らなかったということだと思いますが、今ネット上において少年事件であっても、実名、住所、家族の名前もさらされるというような時代の中では、長野県へ行けば何でもできるというような声が、ネット上でも山のように出ているというのが事実でした。そういうことを考えると、やむをえないのかなと思います。ただ、罰則規定をつくればなくなるというものではないと思います。現状がこのようであればいたしかたないのかと思います。そのような声が強ければ処罰規定も設けられるのもやむをえないのかと感じています。

委 員

非常にむずかしい問題だと思います。7月には非行防止強化月間と各学校で不祥事を防止する上での取り組みをした中で、どのような研修を行ったらいいのか悩みながら研修を行っていますが、そういったことが職員一人一人の心にしみた指導ができていないということについて申し訳ないという気持ちでいますが、この青少年保護育成条例のこの問題に関しては、狭い立場で考えると、学校の決まりにも関わってくるような気がします。子どもたちの生活を律する上で、学校の決まりをより細かなものにして、子どもたちの生活を律するのがよいのか、子どもたちの自浄作用や子どもの力を使って、生活をより良くしていくことを目指したほうがよいのかいろいろ考えがありますが、条例を作って罰することによって、こういうことをなくしていくほうがよいのかという、私自身も結論が出ない状況です。学校のきまりで言えば、子どもたちの力を使いながら、きまりはできるだけ少なくして、子どもたちが考えながら学校をよくしていくという方向が私はよいと思っています。

委 員

長野県だけ条例がない理由を教えてください。

議 長

東御市の報道記事をつけていただいておりますが、これは、学校の教員が関わった事例ですが、法律上は一般市民も同じことですか。？ 18歳未満同志ではどのようななるのでしょうか。？

事務局

法律の適用にはならない。

議 長

警察のほうからご意見を伺いたい。

委 員

条例の趣旨は、一番は、子どもたちをいかに大人が守るかの意味であると思います。淫行条例の罰則規定は、16歳17歳の子どもと淫行をした場合に、すべて処罰の対象になるわけではありません。その事案によって判断することになりますが、今回、東御市の条例を適用したのは、その双方の関係です。すべてにおいて踏まえての対応になると思います。条例の適用はそのようなかたちになっていますが、条例の上には法律がありますが、条例の上には法律がありません。児童買春防止法で通常は事件として対応しています。東御市の事例の場合は、児童買春防止法の適用にならなかったが、条例があったため適用したものです。このへんを踏まえて検討していただきたいと思います。

委 員

条例がなかったために摘発ができなかったということは、非常に必要性を感じます。子どもさんたちは被害者という立場になりますが、これから先のことを考えると非常にかわいそうと感じますので、根絶ができれば一番いいことですが、法的な規制がかけられることであればよいことだと思います。

委 員

弁護士会としては、淫行処罰規定に関しては、東御市の条例に対しても反対の立場をとっています。理由につきましては、日本国憲法との整合性の関係があります。青少年保護育成条例の淫行処罰規定に関しましては、福岡県の青少年条例で同じような文言が憲法違反ではないかと争われたケースで、最高裁判所は、合憲であると、ただし文言に関してはかなり厳しく、このような解釈であれば合憲と、それに対しては、有力な憲法学者をはじめとする複数の最高裁判事が憲法違反と明確に述べています。つまり、法曹界の間でも結論からすると最高裁では合憲となっていますが、有力な憲法学者をはじめとして憲法に違反すると、具体的に言うと、きわめて不明確であると、刑罰法規の明確性という点で非常に問題があるということです。

もう一点は、私はこちらのほうが重要と考えておりますが、淫行処罰規定をつくったからといって、こういったことがなくなるとは考えられません。弁護士会でもただ反対と言っているわけではなくて、いろいろ実際に子どもさんと接している方との話を聞いた上で考えています。目的としては子どもも一緒に、子どもたちが法律違反のような被害にあうことは避けなければなりません。一方で子どもさんたちが恋愛とか異性との交流を通して成長していくという面もありますから、そういったものを不当に否定することは避けなければならないと思っておりますが、バランスの問題だと思います。先ほどの話を聞いた方は、性教育を熱心に行っている方ですが、その方は、今の子どもたちは、昔もそうですが、性的な話題を面と向かって大人と話す機会を与えられていないと、学校教育の中でも性教育はきわめて子どもができる仕組みだとかは教えられていま

すが、具体的に彼氏との間で彼氏が避妊をしてくれないから、自分としてはどのように付き合っていたらいいかわからないと、このようなことは、学校教育では対応外だと、具体的に必要な生きて知恵みたいなものがなおざりにされている状況で、ただ未成年が大人と付き合うのはいかんというような、これは条例をつくったからといって何も変わらないだろうと、かえってただこの方としても、条例をつくったからとしてこのようなことが減るとは思わないと、かえって条例をつくったことで、もうこの問題は解決したと、ルールができたのだから、もう警察なり裁判所なりにまかせればいいと大人たちが、子どもたちの性の問題に、正面から向き合わなくなるほうが自分は心配だと言っていました。私もその話を聞いてなるほどと思いましたが、そういうことがひとつあります。子どもたちが試行錯誤する中で、いろんな生きて知恵を学んでいく機会をつくるほうがまずは先決ではないかと思えます。その前に自治体ができることは、いろいろあるのではないかと思えます。先程、警察の方がおっしゃっていましたが、児童買春の法律で確かにカバーできない部分があります。ただし、児童福祉法という法律がありまして、児童福祉法の第34条1項第6号、「児童に淫行をさせる行為」は法律で処罰されます。これは、長野県であっても沖縄県であっても、どこでもこの法律の条文に該当する行為を行えば処罰されます。実際に「児童に淫行をさせる行為」の言葉の解釈については、自分以外のだれかと、たとえば管理売春とかだれか児童にプレッシャーを加えてだれかと淫行をさせる行為に限られるのか、それとも当該大人が子供と淫行をした場合も含まれるのかという争点がありまして、これは実際長野県の事件で問題になったのですが、最高裁レベルでは、それは第三者にさせることだけではなくて、その大人が児童とやった場合も含むということになりました。われわれとしては、児童福祉法がありますからできる。先程話しのあった、インターネットで長野県に行けば県条例がないから、やりたいほうだいたいという書き込みがあるとおっしゃっていましたが、それは単なる無知であって、実際に長野県であれどこであれ、児童福祉法の第34条1項第6号に適用する行為を行ったらそれは取締りの対象となる実際事例がありますので、そういったものがある上で条例をつくる必要性自体も弁護士会では理解ができないということです。もうひとつは、青少年同志がそのようなことを行ったらどうかという話がありましたが、東御市の条例でも青少年同志が行った場合は適用しないことになっていますので、これについては担保されています。ただ実際に21歳の大学生と17歳の高校生がSEXをしたという時には、これは実際には摘発されているケースはあります。大学生と高校生が付き合っている時に警察が介入して、犯罪だと、そういった背景は他県の事例ですから詳しくは知りませんが、聞くところによると、親御さんが交際に反対していて、なんとか交際をやめさせたいので、警察に相談してこういうことになって条例が適用されたということです。子ども自身が被害を訴えているわけではない場合でも、その条例ができてしまうと、適用されてしまう可能性が残ると、条文での制限はありませんから、警察のほうでやってくれる保証は法文上にはとても大事です。

そういったことを考えると、われわれとしては、あえて条例を設ける必要はないと、それより先に自治体やるべきことはいくらでもあり、弁護士会と私個人の考えでもあります。

委員

今までのお話しの中で、多面的にお話しいただいておりますので、これ以上申し上げることはありません。

議長

長野県にこのような条例がないという背景がわからずじまいでいますが、それに関して情報をいただける方いらっしゃいましたらお願いします。

委員

このことにつきましては、歴代の知事が、基本的には、こういったことはきまりでしるよりは、むしろ、教育であるとか、そういった面で教育をしたほうがよいと、前村井知事も日本国憲法との整合性とか、他にやることがあるというお考えを、確か記者会見でも正確ではありませんが述べているのを聞いたことがあります。大きな考え方として、こういった問題を処罰で規定するのか、それとも別にやれることがあれば、それをやってからでもいいのではないかと、最終的にはトップの考えもあるのではないかと思います。

事務局

歴代の知事は、罰則とかでなくて、「住民パワー」でなんとかしていくということだと思います。そのようなことを聞いています。かつて、田中知事の県会の答弁で、「条例を制定している 46 都道府県で青少年の犯罪が本県よりも低いということは必ずしもなく、社会治安が著しくよくなっていることもない。指定すれば、青少年は、逆に好奇心や成長したい気持ちからそこからでたいというもの、実質的な人が人を気づかせる運動にすべきと考えている。」こういう答弁が出ています。

委員

わからなくていろいろ教えていただいた気がしますが、残念なのは、これがなかったことで摘発できなかったということであると感じます。

議長

これからの世の中を生きていかなければいけない子どもたちを守るために、条例がある。今の条例がすべて青少年を守るという言葉がふさわしいかどうかという印象を受けました。自分の子どもも含めて、自分で自分を守ることができるように育てていかなければいけないのだろうとこの問題に関しては一市民として意見を述べさせていただきました。

(4) その他

議 長

その他で委員から何かありましたらお願いします。

委 員

5カ年計画で、日頃、弁護士として仕事をしている観点から申し上げますと、消費者教育について、国会で消費者教育推進法という法律ができるが、消費者教育もいろいろあって、子どもとか老人とかいろいろありますが、多重債務の問題だとか話しをしていると、借金に対する意識とか感覚がない、気をつければそのようなならなかったらうなということが多々ありまして、金利についても具体的な計算もしないで、借入をするとか、金利の考え方が全然わからないとか感覚がない方が多い。また、悪徳商法では、未公開株を買えば1年後には上昇するから儲かりますよと、若い方も老人の方もただひっかかっている。未公開株と公開株の違いがどこにあるのか、どうなっているのか、そのあたりのことも全然知らないで買ってしまっている。ひどい場合は、サラ金から借金をさせられて未公開株を買っているということがあります。長野市でも消費者教育、特に子どもさんへの単発的な講演活動でもかまわないので取組みを行っていただきたいと思っています。